経済産業省 御中

Deloitte.



令和4年度産業経済研究委託事業

リース信用保険等のファイナンス手法を活用した 政策に関する調査報告書

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 2023年3月30日



目次

(1) リース信用保険制度の政策評価	
①リース信用保険制度による低炭素設備の普及効果	11
②CO2削減効果	14
③リース料と省エネによるコストダウン効果	34
④補助金による普及コストとの比較	40
(2)ファイナンス手法を活用した政策に関する調査	
ファイナンス手法を活用した支援策を持つ政府系機関のマッピング	46
①投資家によるエンゲージメントの強化	53
②長期・大規模なGX投資	55
③中小企業のGX投資	57

事業実施の背景、目的

事業実施の背景、目的

以下のとおり、本件事業の背景・目的について理解しております

事業実施の背景・目的

背톮

- ✓ 昨今、本邦の産業活動自体が多様化しており、そうした活動を支える金融支援手法の種類も増加
 - ⇒ 補助金や減税措置といった従来型の政策手法だけでなく、ファイナンス手法を活用した政策手法 (保険の活用等)も創出されている
- ✓ こうしたファイナンス手法を活用した政策手法が有効に機能するためには、政策評価を実施し、効果の適切な把握を通じて、(個々の課題に応じた)政策手法の適切な適用を確保していくことが必要

事業の目的

- (1) (ファイナンス手法を活用した政策の例として) リース信用保険制度を対象に取り上げ、政策評価 を行う
- 従来の補助金・減税等の政策手段との効果の違いを整理し、他ファイナンス手法を活用した政策手法の評価等に役立てる

(2) 既に政府や政府系機関で活用されている、ファイナンス手法を活用した支援手法を調査する

どのような課題に対して、どのようなファイナンス手法が有効となるかを整理・評価し、今後の政策立案に役立てる

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ーリース信用保険制度の概要

低炭素設備リース信用保険制度の概要

低炭素投資促進法*1に基づき、中小企業等がリースによる低炭素設備の導入促進を目的に平成23年度より事業開始。指定法 人であるGIO*2とリース事業者が包括付保で保険契約を締結し、リース使用者の倒産等の保険事故を補償する制度です

低炭素設備リース信用保険制度のスキーム





①低炭素設備リース信用保険契約の締結(包括付保)

④保険料支払い

⑤保険金支払い

X



リース事業者

経済危機等により保険事 故が急増した場合の保険 金支払いに備えて、危機 時準備金を保有しておくた めの基金を措置 (法律との紐付きなし)

保険料の計算方法

保険料(円)= 保険金額

適用料率(%)

リース契約に基づく対 価の額のうち使用開始 日後の受領すべき金額 ×50%

契約者別料率 (0.19%±割増・割引 料率)×保険期間 (月数) ÷12ヵ月

②リース契約 の締結

3リース料の 支払い

リース使用事業者

- *1:エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年8月施行)
- *2:一般社団法人低炭素投資促進機構

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - -政策評価の項目

リース信用保険制度の政策評価における4つの評価項目

リース信用保険制度評価では、以下 4 つの政策評価を行います。これらの評価を総合し、傾向を読み解くことで、リース信用保険制度の見直しや経済産業省における新規政策立案に資する考察を行いました

(1)

リース信用保険制度による 低炭素設備の普及効果 ■ 貸出信用力と最大与信金額*1の2軸でデータをプロットし、制度適用前後の貸出限度ラインの変化を算出

② CO2削減効果*² ■ 2012年度~2021年度の契約済設備37設備(告示対象条項別)について、他類似案件の評価手法等をもと に、CO2削減効果を算出

リース料と省エネによる コストダウン効果

- リース料に対する、省エネによるエネルギー料金減少分の金額を算出することで、省エネ設備での設備更新を行うことによるコストダウン効果を算出
- 同時に、リースでの導入が資金制約・資金繰り等の観点から効率的であることを示すことで、中小事業者の省エネ設備普及を促進するような分析示唆を行う

補助金による 普及コスト評価との比較

■ ①で算出した貸出限度ラインの規模、および本リース信用保険制度の基金減少額をもとに、補助金で同様の効果を生む場合に相当する補助額を算出・評価

*1:契約/リース先ごとに、期間中の与信残高の中の最大金額を算出したもの

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ①リース信用保険制度による低炭素設備の普及効果

普及効果の評価方法

普及効果はリース信用保険新規引受けデータおよび貸出信用力データを元にプロットを行い、リース会社へのヒアリングを通じて、貸出限度ラインを算出しました

インプット

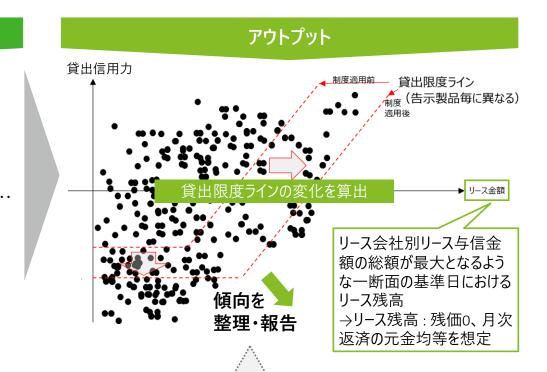
(1)

リース信用保険 新規引受データ リース会社名 貸出時期 リース金額 ・・

2

貸出信用カデータ

企業コード 業種 貸出信用力(年X月X日時点)



リース会社への ヒアリング

- 与信判断材料として、どのような指標を用いるか
- 顧客の格付けの分布はどのようになっているか
- 顧客の分布の背景にある要因は何か など.



貸出限度ラインの変化量とは別軸で、

保険契約を結んでいる企業の属性、導入済設備の特徴等、

- 一定の傾向を整理した集計結果
- 告示製品毎に異なると想定される貸出限度ラインの変化量の 背景にある原因・傾向を推定

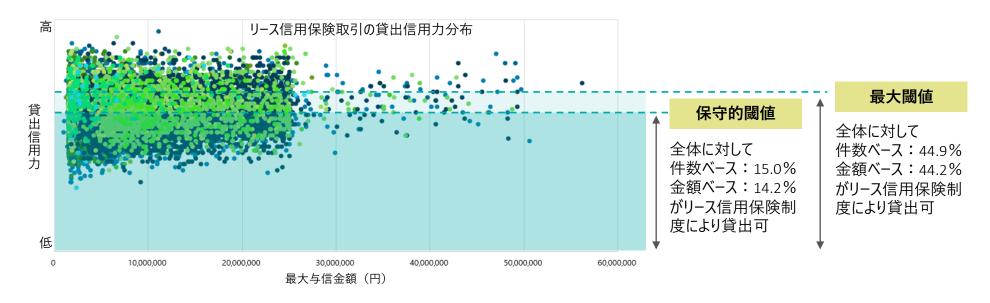
- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ① リース信用保険制度による低炭素設備の普及効果 -普及効果の算出結果

リース信用保険制度による低炭素設備の普及効果 (制度開始以降の累積)

ヒアリングより当該制度による普及効果は、件数ベースで全体の15.0%-44.9%、取組金額ベースで全体の14.2%-44.2%と算出。なお、ヒアリング先の全てで貸出信用力のみを用いた与信はせず、顧客から取得する決算書等より判断していました

各リース会社の普及効果 (制度開始以降の累積)

政策効果*1	貸出信用力の閾値	普及効果(件数)	普及効果(金額)
最大*1	閾値(最大)	44.9%	44.2%
保守的*2	閾値(保守的)	15.0%	14.2%

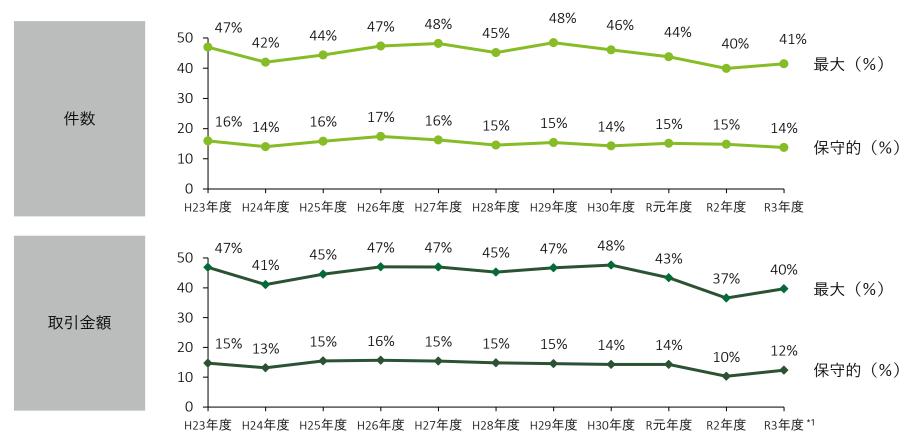


*1:保険制度が与信審査に影響した可能性のある取引 出所:リース会社へのヒアリングよりDTFA作成 *2:保険制度が確実に与信審査に影響した取引

【参考】普及割合の経年変化

普及効果の試算結果は各年の取り組み実績ベース(単年ベース)で見てもほぼ同水準で算定されるため、閾値設定値の安定的な使用が見込まれます

普及割合の経年変化(単年度ごと)



*1: 令和3年度は、令和3年4月-令和4年1月の値 出所: リース会社へのヒアリングよりDTFA作成

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ②CO2削減効果
 - -co2削減効果の算出方法

CO2削減効果-評価方法

CO2削減効果は、一台あたりのCO2削減効果に導入設備台数を乗じて求めたCO2削減量を算出いたしました

CO2削減効果(取引単位)の算出方法

A. 品目別CO2削減効果 (単位あたり-台/年)*

カバー

GIO HPデータ

過去事例の 推計式

未カバー

類似品目の 数値で代替

新規で数値取得

- 算出にあたり必要な3つのパラメータ:
 - ①単位あたりエネルギー消費量
 - ②省エネ率
 - ③炭素係数の情報 を取得し導出

複数年の集計においては、取引単位でのB×Cの結果を合計する

B. 導入設備台数

リース金額 (取組金額)

設備単価平均

■ 品目別の取引金額の25%点、75%点を 設備単価平均と見立て、レンジで導入台 数を算出

C. 集計期間

リース期間 (リース期間満了日 -

使用開始日)

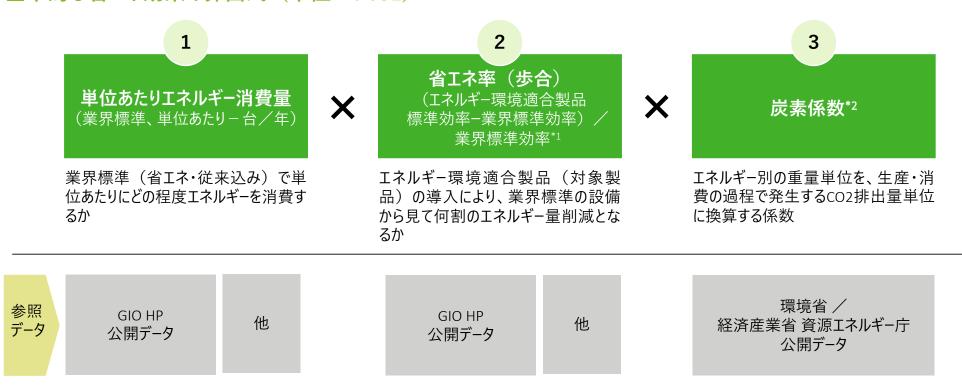
■ 使用開始日を年度分けの基準として、取 引単位で導入設備に係るCO2削減効果 を算出

(ex. 2021年度内使用開始日、リース期間7年の設備のCO2削減効果は、7年分のCO2削減効果を"2021年度のCO2削減効果"として集計)

A. 品目別CO2削減効果(単位あたり-台/年)の算出方法

業界標準の単位あたりエネルギー消費量に省エネ率を乗じ、CO2排出量に置き換えることで、省エネ効果を算出いたしました。
①、②に関し、受領資料・デスクトップ調査にてデータ取得した分を合わせ、最終的なカバー数は37設備全てです

基本的な省エネ効果の算出式(単位:t-CO2)



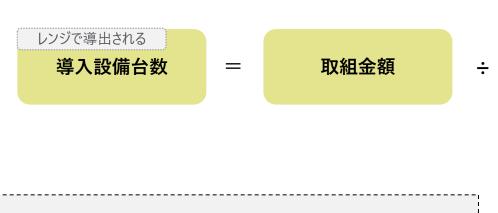
^{*1:} エネルギー変換効率を想定している。

^{*2:}環境省が公表している「電気事業者別排出係数」、電力以外のエネルギー使用量を考慮する場合は、経済産業省 資源エネルギー庁が公表している「標準発熱量・炭素排出係数(総合エネルギー統計)」の利用等を想定している。

B. 導入設備台数の算出方法

導入台数は、品目別の全取引における取組金額の25%点、75%点を設備単価と見立てて算出いたしました

台数推計の基本方針



それぞれの基準点(25%点、75%点)よりも下回る 取組金額(台数が1未満と計算される)の取引については、 一律で1台の導入と見立てる



#3

#X

#Y

#N

#N + I

設備単価と見立てる

*X:75%点の順位 Y:25%点の順位

*1:各品目の取組実績の全体の分布をもとに、取組実績の少ない方から数えて、第1四分位点の取引の取組金額を「25%点」、第3四分位点の取引の取組金額を「75%」としている

XXX

● XXX

• XXX

XXX

XXX

取組金額

25%点

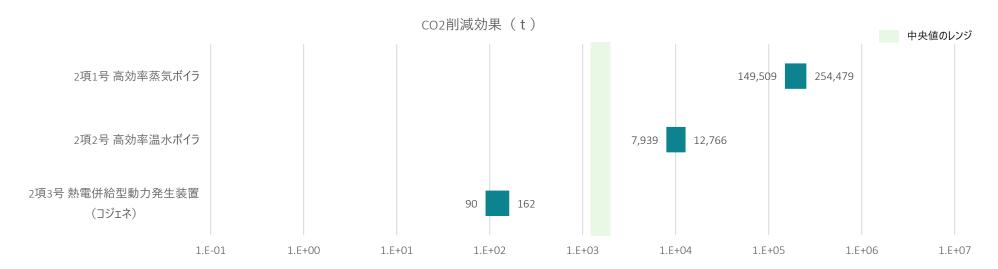
取組金額

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ②CO2削減効果
 - -全体集計(告示項号順)

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (1/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	CO2削減効果(t)		A. 単位あたりCO2 削減効果	2 B. 導入設備台数×C. リ−ス期間累積 値(台×年)	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
1	+ /=	2項1号	高効率蒸気ボイラ	254,479	149,509	28,161	9,037	5,309
2	ボイラ	2項2号	高効率温水ボイラ	12,766	7,939	18,324	697	433
3	発電設備	2項3号	熱電併給型動力発生装置 (コジェネ)	162	90	1,422	114	63



^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数 |の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (2/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	品目名 CO2削減効果(1		A. 単位あたりCO2 削減効果	B. 導入設備台数× 値(台	·C.リ−ス期間累積 ·×年)
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
4		2項4号	高効率電動機	174	174	34,857	5	5
5	安業稼糧	2項6号	高効率切削加工機	282,876	183,904	2,650	106,746	69,398
6	産業機械	2項7号	高効率研削盤	16,032	9,484	2,650	6,050	3,579
7		2項8号	高効率特殊加工機	100,989	66,812	6,599	15,303	10,124

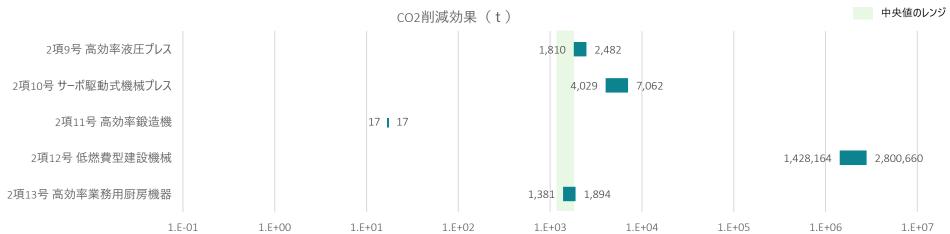


^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②CO2削減効果 B.導入設備台数」の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (3/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	CO2削減効果(t)		A. 単位あたりCO2 削減効果	B. 導入設備台数× 値(台	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
8		2項9号	高効率液圧プレス	2,482	1,810	1,045	2,375	1,732
9	プレス・鋳造	2項10号	サーボ駆動式機械プレス	7,062	4,029	2,464	2,866	1,635
10		2項11号	高効率鍛造機	17	17	2,464	7	7
11	建設機械	2項12号	低燃費型建設機械	2,800,660	1,428,164	28,400	98,615	50,287
12	厨房機器	2項13号	高効率業務用厨房機器	1,894	1,381	1,135	1,669	1,217



^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数 |の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (4/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	品目名 CO2削減効果(t)		A. 単位あたりCO2 削減効果	B. 導入設備台数× 値(台	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
13		2項14号	高効率燃焼式工業炉	6,897	4,878	256,601	27	19
14	工業炉	2項16号	断熱強化型工業炉	1,797	1,797	256,601	7	7
15		2項17号	原材料予熱型工業炉	114,457	87,776	256,601	446	342
16		2項19号	高効率生型造型機	461	461	65,816	7	7
17	産業機械	2項20号	高効率砂処理機械	4,088	3,484	252,000	16	14
18		2項22号	省エネルギー型ダイカストマシン	3,839	3,267	16,627	231	197

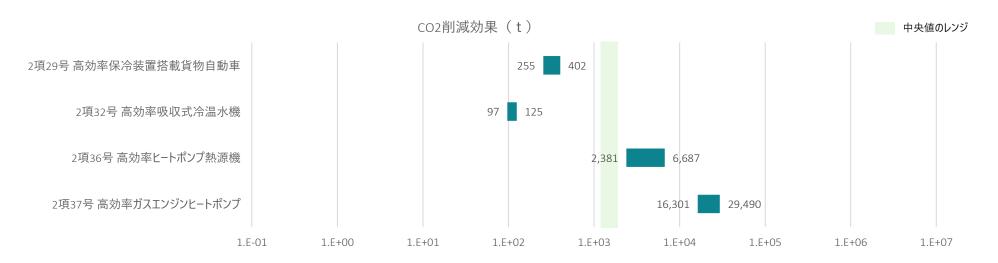


^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数」の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (5/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	CO2削減效	CO2削減効果(t)		B. 導入設備台数× 値(台	C.リ−ス期間累積 ×年)
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
19	自動車関連	2項29号	高効率保冷装置搭載貨物自動車	402	255	160	2,509	1,595
20	冷温水機	2項32号	高効率吸収式冷温水機	125	97	1,422	88	68
21	ヒートポンプ	2項36号	高効率ヒートポンプ熱源機	6,687	2,381	6,720	995	354
22		2項37号	高効率ガスエンジンヒートポンプ	29,490	16,301	7,488	3,938	2,177

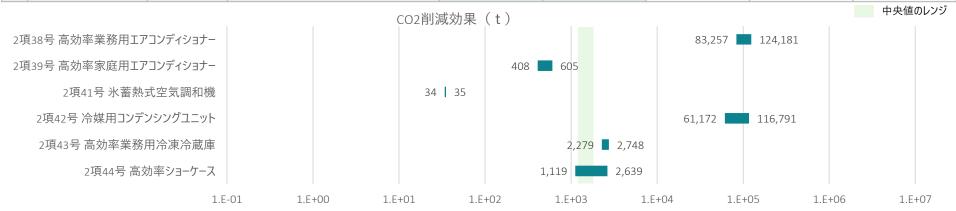


^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数」の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (6/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	CO2削減效	CO2削減効果(t)		B. 導入設備台数 積値(f	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
23		2項38号	高効率業務用エアコンディショナー	124,181	83,257	2,637	47,092	31,573
24	エアコン・空調	2項39号	高効率家庭用エアコンディショナー	605	408	904	670	452
25		2項41号	氷蓄熱式空気調和機	35	34	753	47	45
26	コンデンシングユニット	2項42号	冷媒用コンデンシングユニット	116,791	61,172	18,790	6,216	3,256
27	冷凍冷蔵庫	2項43号	高効率業務用冷凍冷蔵庫	2,748	2,279	1,174	2,340	1,941
28	高効率ショーケース	2項44号	高効率ショーケース	2,639	1,119	268	9,846	4,176



^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数」の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (7/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名 CO2		CO2削減効果(t)		B. 導入設備台数 積値(台	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
29	∜△ ∖□ □□	2項45号	高効率ヒートポンプ式給湯機	308	155	1,422	216	109
30	給湯器	2項46号	高効率業務用ガス給湯器	2,678	1,546	18,498	145	84
31	自動販売機	2項47号	省エネルギー型自動販売機	237	147	144	1,647	1,022
32	テレビ	2項50号	高効率テレビジョン受信機	5	3	23	222	151
33	照明器具	2項51号	高効率照明器具	0	0	38	11	11

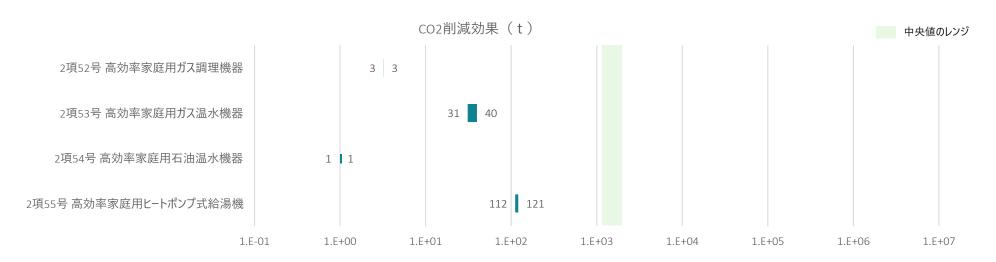


^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数 |の内容をご参照

CO2削減効果の集計結果(告示項号順) (8/8)

産業機械の中でも工作機械、ボイラ、工業炉といった設備の他、利用者自体が多いと想定される建設用機械、業務用エアコンが 比較的CO2削減効果に寄与していると言える結果となりました

#	設備分類	告示項号	品目名	CO2削減効果(t)		A. 単位あたりCO2 削減効果	B. 導入設備台数 積値(f	
				設備台数 25%点*	設備台数 75%点*	(kg/年・台)	設備台数 25%点*	設備台数 75%点*
34	ガス家庭用 調理機器	2項52号	高効率家庭用ガス調理機器	3	3	179	18	18
35		2項53号	高効率家庭用ガス温水機器	40	31	38	1,052	819
36	温水機器	2項54号	高効率家庭用石油温水機器	1	1	197	5	5
37		2項55号	高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機	121	112	3,695	33	30



^{*25%}点、75%点とは、効果を算出する過程で利用した導入設備台数の値である。詳細は、「②co2削減効果 B.導入設備台数」の内容をご参照

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ②CO2削減効果 -バックデータ詳細

A. 品目別CO2削減効果(単位あたり-台/年)の詳細(1/4)

GIOホームページ、他文献調査を踏まえ取得したデータをもとに推計した品目別の単位あたりCO2削減効果は下記の通りです

#	設備分類	告示項号	品目名	①単位あたりエネ ルギー消費量 (各エネルギー源単 > 位(/年):kWh,m³, MJ,etc.)	②省Iネ率 (%) 〈	③ エネルギー源(炭 素係数) 〈(各エネルギー源に ≡ 基づきCO2 (kg)に 換算)	単位あたりCO2削 減効果 (kg/年)		
1	ボイラ	2項1号	高効率蒸気ボイラ	140,314Nm³	9%	都市ガス(2.23)	28,161kg/年		
2	ハイノ	2項2号	高効率温水ボイラ	222,727kWh	19%	電気 (0.433)	18,324kg/年		
3	発電設備	2項3号	熱電併給型動力発生装置 (コジェネ)	6,570kWh	100% (同じ投入量で 2倍の生産)	電気 (0.433)	1,422kg/年		
4		2項4号	高効率電動機	322,000kWh	25%	電気 (0.433)	34,857kg/年		
5	安坐終記	2項6号	高効率切削加工機		-				
6	産業機械	2項7号	高効率研削盤			-	2,650kg/年		
7		2項8号	高効率特殊加工機	42,336kWh	36%	原油(kWh換算済) (0.433)	6,599kg/年		

^{* 2}項3号の熱電併給型動力発生装置(コジェネ)は、省エネ率が100%のため、発電量は標準的な水準で変わらないと仮定した場合に必要となるエネルギーが1/2になる。1/2の減少分を省エネ効果と見立てた

A. 品目別CO2削減効果(単位あたり-台/年) の詳細(2/4)

GIOホームページ、他文献調査を踏まえ取得したデータをもとに推計した品目別の単位あたりCO2削減効果は下記の通りです

#	設備分類	告示項号	品目名	①単位あたりエネ ルギー消費量 (各エネルギー源単 * 位(/年):kWh, m³, MJ, etc.)	②省Iネ率 (%) (③ エネルギー源(炭 素係数) 〈(各エネルギー源に 〓 基づきCO2 (kg)に 換算)	単位あたりCO2削 減効果 (kg/年) 言
8		2項9号	高効率液圧プレス		-	1,045kg/年	
9	プレス・鋳造	2項10号	サーボ駆動式機械プレス		-	2,464kg/年	
10		2項11号	高効率鍛造機		2,464kg/年		
11	建設機械	2項12号	低燃費型建設機械		28,400kg/年		
12	厨房機器	2項13号	高効率業務用厨房機器	20,160kWh	13%	都市ガス(kWh換算 済) (0.433)	1,135kg/年
13		2項14号	高効率燃焼式工業炉		115,586Nm3	天然ガス(2.22)	256,601kg/年
14	工業炉	2項16号	断熱強化型工業炉		115,586Nm3	天然ガス(2.22)	256,601kg/年
15		2項17号	原材料予熱型工業炉		115,586Nm3	天然ガス(2.22)	256,601kg/年
16		2項19号	高効率生型造型機	152,000kWh 電気 (0.433			65,816kg/年
17	産業機械	2項20号	高効率砂処理機械		252,000kg/年		
18	<i>5.4</i> + + + 1 + 1 + + + + + + + + + + + + +	2項22号	省エネルギー型ダイカストマシン		38,400 kWh	電気 (0.433)	16,627kg/年

A. 品目別CO2削減効果(単位あたり-台/年) の詳細(3/4)

GIOホームページ、他文献調査を踏まえ取得したデータをもとに推計した品目別の単位あたりCO2削減効果は下記の通りです

#	設備分類	告示項号	品目名	①単位あたりエネ ルギー消費量 (各エネルギー源単 〉 位(/年):kWh, m³, MJ, etc.)	②省Iネ率 (%) (③ エネルギー源(炭 素係数) 〈(各エネルギー源に 〓 基づきCO2 (kg)に 換算)	単位あたりCO2削 減効果 (kg/年) 言
19	自動車関連	2項29号	高効率保冷装置搭載貨物自動車	1,947kWh	19%	電気 (0.433)	160kg/年
20	冷温水機	2項32号	高効率吸収式冷温水機	6,570kWh	100% (同じ投入量で 2倍の生産)	電気 (0.433)	1,422kg/年
21	v l +ºsi−f	2項36号	高効率ヒートポンプ熱源機	22,171kWh	70%	ガス(kWh換算済) (0.433)	6,720kg/年
22	ヒートポンプ	2項37号	高効率ガスエンジンヒートポンプ	22,171kWh	78%	ガス(kWh換算済) (0.433)	7,488kg/年
23		2項38号	高効率業務用エアコンディショナー	10,500kWh	58%	電気 (0.433)	2,637kg/年
24	エアコン・ 空調	2項39号	高効率家庭用エアコンディショナー	3,600kWh	58%	電気 (0.433)	904kg/年
25		2項41号	氷蓄熱式空気調和機	8,700kWh	20%	電気 (0.433)	753kg/年
26	コンデンシン グユニット	2項42号	冷媒用コンデンシングユニット	74,819kWh	58%	電気 (0.433)	18,790kg/年
27	冷凍冷蔵庫	2項43号	高効率業務用冷凍冷蔵庫	4,930kWh	55%	電気 (0.433)	1,174kg/年
28	高効率 ショーケース	2項44号	高効率ショーケース				268kg/年

A. 品目別CO2削減効果(単位あたり-台/年) の詳細(4/4)

GIOホームページ、他文献調査を踏まえ取得したデータをもとに推計した品目別の単位あたりCO2削減効果は下記の通りです

#	設備分類	告示項号	品目名	①単位あたりエネ ルギー消費量 (各エネルギー源単 > 位(/年): kWh, m³, MJ, etc.)	②省Iネ率 (%) (**)	③ エネルギー源(炭 素係数) 【(各エネルギー源に ≡ 基づきCO2 (kg)に 換算)	単位あたりCO2削 減効果 (kg/年)
29	給湯器	2項45号	高効率ヒートポンプ式給湯機	6,570kWh	100% (同じ投入量で 2倍の生産)	電気 (0.433)	1,422kg/年
30		2項46号	高効率業務用ガス給湯器	224,840kWh	19%	電気 (0.433)	18,498kg/年
31	自動販売機	2項47号	省エネルギー型自動販売機	830kWh	40%	電気 (0.433)	144kg/年
32	テレビ	2項50号	高効率テレビジョン受信機	163kWh	32%	電気 (0.433)	23kg/年
33	照明器具	2項51号	高効率照明器具			-	38kg/年
34	ガス家庭用 調理機器	2項52号	高効率家庭用ガス調理機器	3,184kWh	13%	ガス(kWh換算済) (0.433)	179kg/年
35		2項53号	高効率家庭用ガス温水機器		17Nm3	都市ガス(2.23)	38kg/年
36	温水機器	2項54号	高効率家庭用石油温水機器			-	197kg/年
37		2項55号	高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機	12,191kWh	70%	ガス(kWh換算済) (0.433)	3,695kg/年

(補足) ③ 炭素係数で用いている数値(1/2)

A. 単位あたりCO2削減量の③炭素係数で引用している数値は下記の通り

③炭素係数の数値(電力)

特定排出者が調達した非化石証書利用に係る情報

〇特定排出者は、調整後温室効果ガス排出量の調整において、非化石電源二酸化炭素削減相当量(非化石証書の量(kWh)×全国平均係数(t-CO2/kWh)×補正率)を、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することができます。

全国平均係数(t-CO₂/kWh)	0.000435	
FIT補正率	-	

出所:環境省「算定方法・排出係数一覧」<u>r05_coefficient.pdf (env.go.jp)</u>

(補足) ③ 炭素係数で用いている数値(2/2)

A. 単位あたりCO2削減量の③炭素係数で引用している数値は下記の通り

③炭素係数の数値(電力以外)

(参考1) 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tCO ₂ /t	2.61
	一般炭	tCO ₂ /t	2.33
	無煙炭	tCO ₂ /t	2.52
	コークス	tCO ₂ /t	3.17
	石油コークス	tCO ₂ /t	2.78_
	コールタール	tCO ₂ /t	2.86
	石油アスファルト	tCO ₂ /t	3.12
	コンデンセート(NGL)	tCO ₂ /kl	2.38
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tCO ₂ /kl	2.62
	ガソリン	tCO ₂ /kl	2.32
	ナフサ	tCO ₂ /kl	2.24
	ジェット燃料油	tCO ₂ /kl	2.46
	<u>_</u> 灯油	tCO ₂ /kl	2.49
	軽油	tCO ₂ /kl	2.58
	A重油	tCO ₂ /kl	2.71
	B·C重油	tCO ₂ /kl	3.00
	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	3.00
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.34
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.70
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.22
	コークス炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	0.85
	高炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	0.33
	転炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	1.18
	都市ガス	tCO ₂ /1,000Nm ³	2.23

※都市ガスの排出係数は、発熱量として44.8GJ/1,000Nm³を用いた場合の値であり、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ③リース料と省エネによるコストダウン効果

リース料と省エネによるコストダウン効果ー評価イメージ

コストダウン効果は、リース料から省エネによるエネルギー料金減少分を除した金額を、購入する場合の必要資金と比較する想定で おります。この評価においては、リース料と購入する場合の必要資金は同一という前提を置かせていただきました

リース料と省エネによるコストダウン効果の算定式

目的

古い設備を使い続けており、設備更新を検討していない事業者に、設備更新を促す

■ 資金調達せずに(できずに)そのままの設備を利用する場合、リースによって省エネ設備を導入した場合の比較

(評価②:CO2削減効果を算出した際の「省エネ効 果*1|÷排出係数*2) ×エネルギー料金単価

「低炭素保険金額 | ×2 (GIOでは「低炭素対価」とも呼ばれる)

省エネ設備導入効果

(①省エネによるエネルギー料金減少分) / ②リース料(取組金額) × 100

(%)

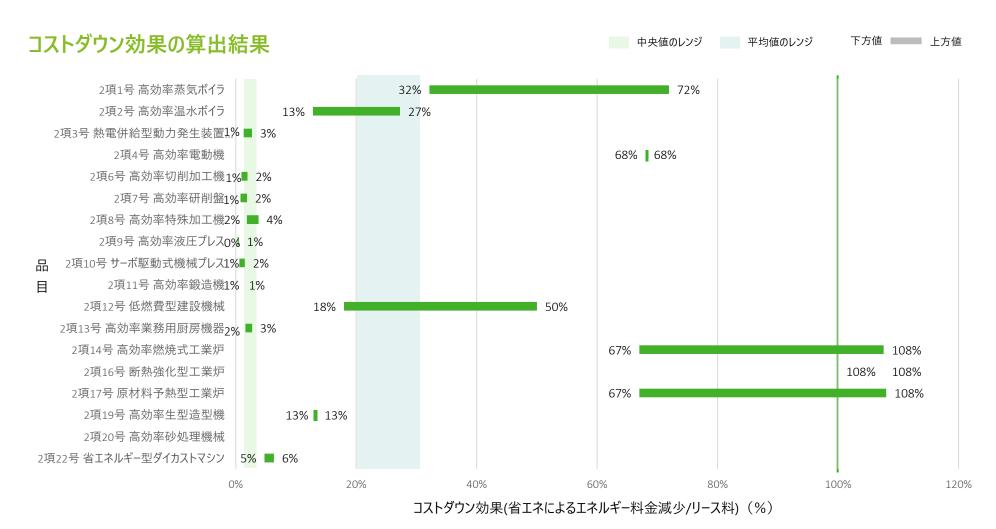
古い設備を使い続けている事業者に設備更新を促すにあたり、現在使い続けている設備が遠からず故障し設備更新が必ず行われると仮定した場合、 「現在の設備を再調達するよりも省エネ設備を導入した方が良い」、「更新は早ければ早い程メリットを享受できる」ということを訴求でき、また、資金 制約・資金繰りの観点のメリットから、リースでの導入を推奨できることを目指す

- *1:「省エネ効果」とは、動力源であるエネルギーの変換効率が標準的な水準と比較して何%効率が良いかを算出し、差分のエネルギー量を発電時のCO2排出量に置き換えた効果を 指す。
- *2:環境省が公表している「電気事業者別排出係数」、電力以外のエネルギー使用料を考慮する場合は、経済産業省 資源エネルギー庁が公表している「標準発熱量・炭素排出係 数(総合エネルギー統計) 1の利用等を想定している。

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - ③リース料と省エネによるコストダウン効果 -集計結果

コストダウン効果の算出結果 (1/2)

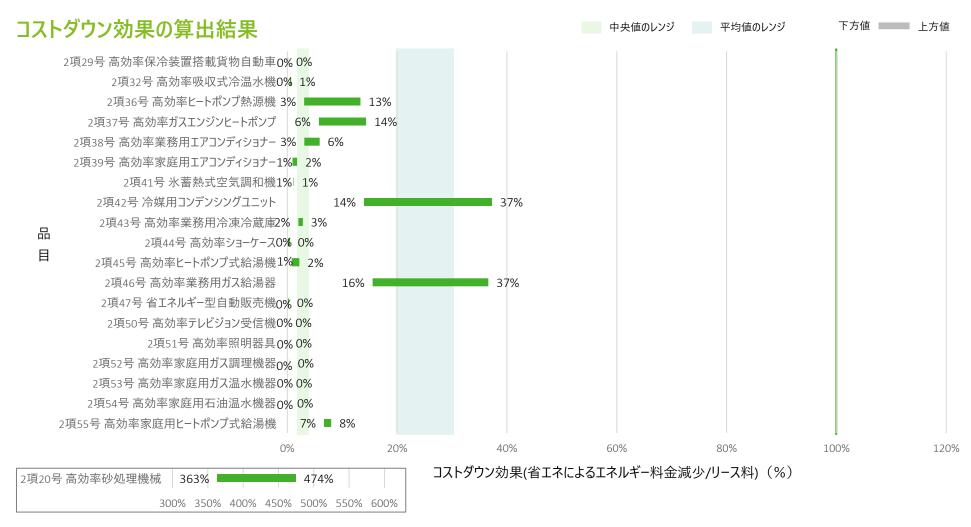
2項1号-2号のボイラ、2項12号の建設機械、2項14号-17号の工業炉にて、コストダウン効果が大きいと見られます



^{*2}項14号、2項16号、2項17号:省エネ効果が100%を超えている理由については、設備自体のもともとの総エネルギー使用量が多いことから、省エネ量(実数値)での規模も大きくなるが、その値に掛けた 省エネによるコストダウン効果(金額)が、机上の計算上では大きく影響し、リース料を上回る水準になっているためと思料する

コストダウン効果の算出結果 (2/2)

2項42号の冷媒ユニット、2項46号の給湯器といった冷温装置において、相対的に大きなコストダウン効果が見られます



^{*2}項20号は突出した数値となっているが、元としたデータの当該設備(鋳造工程における砂処理工程)に係るエネルギー使用量推計のアプローチ方法の誤差の影響が強く出ているためと思料する
© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

リース会社へのヒアリングで聴取できた定性的な情報

リース会社へのヒアリングで聴取した「リース料と省エネによるコストダウン効果」関連の内容は下記の通り。中小企業が置かれている 状況として仮定していた内容は、中小事業者の境遇の実態に沿うものであると考えられます

コストダウン効果に関連したヒアリング内容

リースを選択するメリットについて

- 中小企業だと①リース会計にメリットを感じてリースを使う、②銀行からの借入枠の温存のため、 設備投資はリースを使う、という2つがリースの大きなニーズ
- ただし、リース会社は物件購入にあたり金融機 関から資金調達し、利益、保険、固定資産税 をリース料に含めるので、総額ではリースの方が 割高になる
- お客様が大きなプロジェクトを組む等のお話が あった際に、設備系については子会社のリース会 社で、運転資金等は銀行母体の方で、バランス を取って対応するケースが多い
- リース会社に設備を回しておくと、銀行側の保証 協会枠や担保枠が温存できるのもあり、このよう な役割分担することが多い
- 既存の取引先から設備更新の引き合いが来た際に、審査で弾くこともあるが、リースは、銀行のように返済計画を考えることはなく、販管費で落ちていく特徴があるため、今まで同程度の金額で払えていた実績を重視する議論もある

省エネ設備を導入するメリットについて

貸し手が省エネ 設備導入のメ リットを認識し ている



複数計

- まだ使えるから更新しない方向で考えている先に は、設備の性能の差や省エネを訴求している。 全部を呑んでいただけるわけではないが、そのよう なセールストークはしている
- 建設機械や工作機械は、先行投資としての設備リースが通常であり、入札で受注できる。先行 投資による入札での受注可能性も与信判断の 材料としている

資金繰り・ 借入枠温存の 観点での選択 が多いと言える



複数社

- (1) リース信用保険制度の政策評価
 - 4補助金による普及コストとの比較

補助金による普及コストとの比較:評価イメージ

リース信用保険制度によって普及した設備金額規模と費用と、同様の普及効果を見込む補助金額を比較いたします

算出方法	内容
設備普及規模の算出	■「普及効果」の結果を用いて、制度適用前後を比較し、リース信用保険制度によって普及した 設備金額規模を算出
基金の減少額の調査	■ リース信用保険を用いて普及するのにかかった費用の調査
補助金相当額の推定	 ■ ①の普及効果を実現するために、必要な補助金額の推定 ■ リース会社へのヒアリング ▶ 補助金を用いた普及効果における価格弾力性の推定のために、他の補助金制度の補助率の参照 ▶ 補助金と比較して、リース信用保険制度の方がリーチできている層の特徴
普及コスト比較	■ リース信用保険制度を用いた普及効果(①②)と補助金を用いた普及効果(③)の費用比較

補助金による普及コストとの比較(目的・効果の比較)

ヒアリングより、リース信用保険制度効果は低炭素設備導入の需要に対する確実な供給、補助金制度の効果は低炭素設備への設備導入・更新の促進による需要喚起と、両制度では異なる効果が期待されます

リース信用保険と補助金制度の目的・効果

制度	目的	効果
リース信用保険制度	• 与信上リースを活用できない企業を救済することで、中小 企業へのリースによる低炭素設備の普及を目指す	• 既存の低炭素設備導入の需要に対して、与信が取れない貸出信用力が低い企業との取引に最後ひと押しする 材料となり、確実に供給を実現する
補助金制度	• 低炭素設備の導入・更新を促すことで、中小企業の低炭素設備への切り替えを目指す	• 低炭素設備の新規導入や拡張、低炭素設備ではない 老朽化した設備を使用している事業者に対して、設備更 新の需要を掘り起こす

補助金による普及コストとの比較(制度開始以降の累積)

リース信用保険制度ではこれまで521億円の設備普及効果が生じ、11.6億円の基金減少となりました。521億円の設備普及効果を補助金で期待すると521億円~1,564億円規模の補助金が必要と見込まれます

実績に基づくリース信用制度の普及効果

制度	累積取引金額		普及効果		③普及効果を得るために要した費用	
	取引金額	備考	取引金額	備考	費用	備考
リース信用保険制度	3,672億円	制度開始以降の 累積取引金額	521億円	保守的試算の普 及効果14.2%によ る結果より算出	11.6億円	制度開始から令 和3年度の基金の 減少額

補助金を用いてリース信用保険制度で見積もった普及効果と同様の効果が得られるように費用を見積もった場合

制度	期待する効果		期待する普及効果		③期待する普及効果を得るために必要 な補助金額	
	①補助率	②普及効果	③取引金額	備考	費用	備考
苯 助 今 制度	10%	契約10%増	521億円	リ-ス信用保険制 度による普及効果 と同等	521億円	3÷1x2
補助金制度	30%	契約10%増	521億円	同上	1,564億円	同上

(2) ファイナンス手法を活用した政策に関する調査

ファイナンス手法を活用した政策について

政府系機関の設立目的やファイナンス手法などをマッピングし、昨今の日本経済における課題から、①~③について、ファイナンス面に関する支援の調査を行いました

調査項目の一覧

ファイナンス手法を活用した支援策を持つ政府系機関をマッピング(ファイナンス手法、設立目的、規模、等)					
	調査項目	テーマ	課題	目的	
1	投資家による エンゲージメントの強化	「失われた30年」を踏まえた資本市場における新陳代謝の促進	■ 自ら変革しない日本企業■ 変革を促す投資家層が薄い	■ エンゲージメントの質的・量的拡 大を促すための金融支援の在り 方の検討	
2	長期・大規模なGX投資	再エネ大量導入とレジリエンス強化 のため、我が国の電力ネットワークを 次世代化	■ 前例のない規模および信用リスクがとれない工事の遅延リスクなども存在■ 民間金融機関のみで対応できる規模ではない	■ 前例のない長期・大規模プロジェクトに対する金融支援の在り方の検討	
3	中小企業のGX投資	日本全体のGHG排出量のうち1割 ~2割弱は中小企業が占める中 小企業の脱炭素促進	■ 情報面、知識面や人材面の制約に加え、コスト面の課題 ■ 中小企業の資金調達の大半が金融機関からの借入であるが、多くの金融機関では、GXの取組に関する情報収集を行っている段階 ■ 中小企業の多くが方策について未検討	■ 中小企業がGXに対応するにあたり、どのような手法が考えられるか	

ファイナンス手法を活用した支援策を持つ政府系機関のマッピング

各政府系機関の概要(根拠法、法人格、主務大臣・監督) (1/2)

ファイナンス手法を用いた支援策を持つ政府系金融機関として下記14機関を洗い出しました

ファイナンス手法を用いた支援策を持つ政府関係機関

機関名	根拠法	法人格	主務大臣·監督
1 エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法	独立行政法人	経産大臣
2 中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法	独立行政法人	経産大臣 他
3 国際協力機構	独立行政法人国際協力機構法	独立行政法人	外務大臣·財務大臣
4 日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	株式会社(政府100%出資)	財務大臣·経産大臣他
5 日本政策投資銀行	株式会社日本政策投資銀行法	株式会社(政府100%出資)	財務大臣
6 国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法	株式会社(政府100%出資)	財務大臣
7 商工組合中央金庫	株式会社商工組合中央金庫法	株式会社(政府・組合が出資)	財務大臣·経産大臣他
8 日本貿易保険	貿易保険法	株式会社(政府100%出資)	経産大臣
9 海外需要開拓支援機構	株式会社海外需要開拓支援機構法	株式会社(官民ファンド)	経産大臣
10 産業革新投資機構	産業競争力強化法	株式会社(官民ファンド)	経産大臣

各政府系機関の概要(根拠法、法人格、主務大臣・監督) (2/2)

ファイナンス手法を用いた支援策を持つ政府系金融機関として下記14機関を洗い出しました

ファイナンス手法を用いた支援策を持つ政府関係機関

	機関名	根拠法	法人格	主務大臣・監督
11	海外通信·放送·郵便事業支援機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法	株式会社 (官民ファンド)	総務大臣
12	海外交通·都市開発事業支援機構	株式会社海外交通·都市開発事業支援機構法	株式会社 (官民ファンド)	国交大臣
13	地域経済活性化支援機構	株式会社地域経済活性化支援機構法	株式会社 (官民ファンド)	内閣総理大臣 他
14	脱炭素支援機構	地球温暖化対策の推進に関する法律	株式会社 (官民ファンド)	環境大臣

各政府系機関の設立目的(1/3)

各政府機関の設立の目的は下記の通りです

各政府系機関の設立目的

機関名	目的
1 エネルギー・金属鉱物資源機構	石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、水素、地熱、風力及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与すること
2 中小企業基盤整備機構	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備すること
3 国際協力機構	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること
4 日本政策金融公庫	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与すること

各政府系機関の設立目的(2/3)

各政府機関の設立の目的は下記の通りです

各政府系機関の設立目的

	機関名	目的
5	日本政策投資銀行	その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること
6	国際協力銀行	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること
7	商工組合中央金庫	その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと
8	日本貿易保険	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険 する事業を行うこと
9	海外需要開拓支援機構	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」と総称する。)に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること
10	産業革新投資機構	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、 自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新 が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、 特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給 その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること

各政府系機関の設立目的(3/3)

各政府機関の設立の目的は下記の通りです

各政府系機関の設立目的

機関名	目的
11 海外通信·放送·郵便事業支援機構	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給 その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること
12 海外交通·都市開発事業支援機構	海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること
13 地域経済活性化支援機構	雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこと
14 脱炭素支援機構	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等 に寄与する事業活動を含む。)及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」と いう。)に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の 発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること

公的年金基金等の概要(根拠法、法人格、主務大臣・監督)

公的年金基金等、政府系のアセットオーナーとして下記7機関を洗い出しました

公的年金基金等の概要

	機関名	根拠法	法人格	主務大臣·監督
1	年金積立金管理運用独立行政法人	年金積立金管理運用独立行政法人法	独立行政法人	厚労大臣
2	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法	法人(根拠法第22条)*1	財務大臣*2
3	地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	法人(根拠法第38条)*1	主務大臣
4	国民年金基金	国民年金法	法人(根拠法117条)	厚労大臣
5	日本私立学校振興·共済事業団	日本私立学校振興·共済事業団法	法人(根拠法第3条)*1	文部科学大臣
6	農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法	法人(根拠法第2条)	農林大臣
7	地方自治体	地方自治法	法人(根拠法第2条)	普通地方公共団体 の長

^{*1:}一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

^{*2:}地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については総務大臣、公立学校共済組合については文部科学大臣、 警察共済組合については内閣総理大臣

- (2) ファイナンス手法を活用した政策に関する調査
 - ①投資家によるエンゲージメントの強化

投資家によるエンゲージメント強化:主な手法と課題

エンゲージメント強化につながる手法を整理したところ、企業によるサステナビリティの取組を企業評価に織り込む手法、共同エンゲージメント、種類株式の活用などの手法があります

投資管理手法と主な課題

	投資·管理手法	Stakeholders	主な課題等
	政府等が定める基本指針 基本指針・原則に照らして対応不十分な企業を 投資対象から除外する手法	■ 政府等(金融庁や取引所など)	■ 任意で基準を定めるのか義 務として課すのかなど検討 が必要
スクリーニング	第三者レーティング レーティングにより対象を絞り込む手法	■ レーティング提供会社(格付会社など)■ 機関投資家*1	
	インテグレーション 投資家が自前で財務・非財務の情報に基づき判断する手法	■ 機関投資家*1	■ 透明性があまり担保されて いない点が課題
テーマ投資	同じグループに属する企業の中でも更にテーマを絞り込んで 投資する手法。使途限定の債券なども存在	■ 機関投資家*1 ■ 証券会社	■ 収益性があるかどうかの透 明性がない点が課題
インパクト・ コミュニティ投資	取組実態に伴う投資促進のため、組成する主体に対し、 対象企業の評価内容を規制当局に開示させる手法	■ 機関投資家*1 ■ 証券会社	
エンゲージメント・ 議決権行使	経営層との対話や株主総会での議決権行使などを通じて、 投資後の具体的取組を直接的に促す手法	■ 政府等(金融庁や取引所など) ■ 機関投資家*1	
集団的 エンゲージメント	機関投資家*1の適切なスチュワードシップ活動に資するよう、 機関投資家*1が協働で、企業との建設的な 「目的を持った対話」を行う手法	■ 政府等(金融庁や取引所など)■ 機関投資家*1■ ほか運営・取組主体	■ 大量保有報告制度の共同 保有要件との整理など検 討が必要
種類株上場	種類株上場を通じて、米国のように主にスタートアップの 資金調達を促す手法	■ 政府等(金融庁や取引所など)	■ 種類株上場の審査基準と の整理が必要

*1:機関投資家は、公的機関、民間機関、どちらも想定される

- (2) ファイナンス手法を活用した政策に関する調査
 - ②長期·大規模なGX投資

長期・大規模なGX投資:国としての関与の在り方

長期間かつ資金的に大規模であり遅延リスクも存在する中で、民間金融機関の参画を促すためには、政府および政府系金融機関による量的補完、リスクマネーへの出資、保証、有事の際の政府による関与などがあります

民間金融機関の参画に係る論点と国の関与の在り方

民間金融機関の参画に係る論点



建設期間が10年規模と超長期にわたるため、民間金融機関は参画を躊躇



プロジェクトコストが1兆円規模となった場合、民間金融機関のみで調達が困難



前例のない大規模なプロジェクトのため遅延リスクが存在し、金融機関が資金の回収に不安

国としての関与の在り方



量的補完

■ プロジェクトファイナンスでも100億円以上のローンを出せるレンダーは国際的にも少ない中で、融資において政府系機関が大きなシェアを取ることで民間金融機関1行あたりのリスクを抑えられる



■ 政府系機関がリスクマネーをエクイティで出すことにより民間 金融機関への呼び水効果となる



保証

■ リスクがどこで歯止めがきいているという点に関し、政府系機関の参画により保証などで回収できるなど、バックストップが機能する仕組みを担保する



■ 欧州では同様の事例で民間事業者を呼び込みやすいように政府が制度としてリスクを取っている。リスクテイクは資金供給だけではなく、有事の際に政府が関与して、制度的な対応でキャッシュフローの蓋然性を高めるなどのバックアップもあり、これにより民間金融機関の参画が促される

- (2) ファイナンス手法を活用した政策に関する調査
 - ③中小企業のGX投資

中小企業のGX投資:中小企業への低炭素設備の普及

複数のリース会社へのヒアリングを実施したところ、中小企業への低炭素設備普及には、SDGsの意識の高まりから低炭素設備としてのPRを行うことが有効ではないかと考えられます

ヒアリングテーマ

中小企業に低炭素設備を普及させるにはどのような方法が考えられるか

普及促進の観点



SDGsの意識の高まりから低炭素設備としてのPRを行う

- 脱炭素の意識が醸成されつつあり、低炭素設備導入がSDGs、社会貢献であることをPRすると設備導入が進むと考えられる。
- グループでSDGsにも取り組んでいるので、低炭素設備のリースで SDGsをアピールできるとよい。
- 低炭素設備のリースをサステナブルファイナンスとして積極的に取り 組んでいきたい。

ヒアリング内容

リース会社各社(ロッ))



デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は<u>www.deloitte.com/jp/about</u>をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、 アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、 パンコク、北京、 ハノイ、 香港、 ジャカルタ、 クアラルンプール、 マニラ、 メルボルン、 大阪、 ソウル、 上海、 シンガポール、 シドニー、 台北、 東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001

Member of **Deloitte Touche Tohmatsu Limited**